

第70回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

連結計算書類の連結注記表
計算書類の個別注記表

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第14条に基づき、インターネット上の当社のウェブサイト (<http://www.minebea.co.jp/>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

ミネベア株式会社

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 68社
- ・主要な連結子会社の名称 NMB-Minebea Thai Ltd.
NMB (USA) Inc.
NMB Technologies Corporation
New Hampshire Ball Bearings, Inc.
NMB-Minebea-GmbH
MINEBEA ELECTRONICS & HI-TECH COMPONENTS (SHANGHAI) LTD.
MINEBEA (HONG KONG) LIMITED
NMB SINGAPORE LIMITED
MINEBEA (CAMBODIA) Co., Ltd.

(2) 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称 NMB-MINEBEA DO BRASIL IMPORTACAO E COMERCIO DE COMPONENTES DE PRECISAO LTDA
塩野プレシジョン株式会社
SARTORIUS MECHATRONICS PHILIPPINES, INC.
PARADOX ENGINEERING SDN BHD
PARADOX ENGINEERING ASIA PACIFIC
SYLLOGISM SYSTEMS SRL
TINYNODE SA
上記のうち、PARADOX ENGINEERING SDN BHD、PARADOX ENGINEERING ASIA PACIFIC、SYLLOGISM SYSTEMS SRL及びTINYNODE SAはPARADOX ENGINEERING SAの株式を追加取得したことから、当連結会計年度より、非連結子会社を含めております。

- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

また、Sartorius-Verwaltungs-GmbHは、当連結会計年度より、非連結子会社から連結子会社に変更しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の状況

- 持分法適用の関連会社数 2社
- 関連会社の名称 SEFFICE Co. Ltd.
KJ Pretech Co., Ltd.

PARADOX ENGINEERING SAは、株式を追加取得し連結子会社となったため、当連結会計年度より、持分法適用の関連会社から除外しております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社の状況

NMB-MINEBEA DO BRASIL IMPORTACAO E COMERCIO DE COMPONENTES DE PRECISAO LTDA、塩野プレジジョン株式会社、SARTORIUS MECHATRONICS PHILIPPINES, INC.、PARADOX ENGINEERING SDN BHD、PARADOX ENGINEERING ASIA PACIFIC、SYLLOGISM SYSTEMS SRL及びTINYNODE SAは、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

(1) 連結の範囲の変更

会社設立による連結子会社の増加（2社）

MINEBEA PHILIPPINES, INC.

フィリピン法人

NMB-Minebea de Mexico, S.de R.L. de C.V.

メキシコ法人

株式追加取得による持分法適用関連会社から連結子会社への変更による増加（1社）

PARADOX ENGINEERING SA

スイス法人

非連結子会社から連結子会社への変更による増加（1社）

Sartorius-Verwaltungs-GmbH

ドイツ法人

会社清算による減少（2社）

NMB Mechatronics (Thailand) Co., Ltd.

タイ法人

MOATECH ELECTRONICS (BEIHAI) CO., LTD.

中国法人

(2) 持分法の適用の範囲の変更

株式追加取得による持分法適用関連会社から連結子会社への変更による減少（1社）

PARADOX ENGINEERING SA

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日	
MINEBEA ELECTRONICS & HI-TECH COMPONENTS (SHANGHAI) LTD.	12月31日	※1
MINEBEA TRADING (SHANGHAI) LTD.	12月31日	※1
SHANGHAI SHUN DING TECHNOLOGIES LTD.	12月31日	※1
MINEBEA (SHENZHEN) LTD.	12月31日	※1
MINEBEA ELECTRONICS MOTOR (ZHUHAI) CO., LTD.	12月31日	※1
MINEBEA ELECTRONIC DEVICES (SUZHOU) LTD.	12月31日	※1
Cixi New MeiPeiLin Precision Bearing Co., Ltd	12月31日	※1
DONGGUAN CHENGQU DAIICHI PRECISION MOLD CO. LTD	12月31日	※1
MINEBEA (CAMBODIA) Co., Ltd.	12月31日	※1
MINEBEA PHILIPPINES, INC.	12月31日	※1
NMB-Minebea de Mexico, S. de R. L. de C. V.	12月31日	※1
ザルトリウス・インテック株式会社	12月31日	※2
Sartorius Intec USA, Inc.	12月31日	※2
SARTORIUS INTEC UK LIMITED	12月31日	※2
Sartorius Mechatronics T&H GmbH	12月31日	※2
Sartorius Mechatronics C&D GmbH & Co. KG	12月31日	※2
Sartorius-Verwaltungs-GmbH	12月31日	※2
Sartorius Industrial Scales GmbH & Co. KG	12月31日	※2
Sartorius Industrial Weighing Verwaltungs GmbH	12月31日	※2
Sartorius Intec Austria GmbH	12月31日	※2
SARTORIUS INTEC ITALY S. R. L.	12月31日	※2
SARTORIUS INTEC FRANCE S. A. S.	12月31日	※2
Sartorius Mechatronics Switzerland AG	12月31日	※2
SARTORIUS INTEC BELGIUM	12月31日	※2
Sartorius Intec Netherlands B. V.	12月31日	※2
SARTORIUS INTEC SPAIN, S. L.	12月31日	※2
SARTORIUS INTEC POLAND Sp. z o. o.	12月31日	※2
Sartorius Industrial Weighing Equipment (Beijing) Co., Limited	12月31日	※2
SARTORIUS MECHATRONICS INDIA PRIVATE LIMITED	12月31日	※2
MOATECH CO., LTD.	12月31日	※2
MOATECH MANUFACTURING PHILS., INC.	12月31日	※2
MOATECH REALTY, INC.	12月31日	※2
MOATECH HONGKONG LIMITED	12月31日	※2
DONGGUAN DONGMA ELECTRONICS CO., LTD.	12月31日	※2

※1. 連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

※2. 連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの

連結決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

当社及び国内連結子会社については、主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

在外連結子会社については、主として移動平均法による低価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社については、主として定率法を採用しております。

ただし、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物及び構築物 2年～50年

機械装置及び運搬具 2年～15年

工具、器具及び備品 2年～20年

また、少額の減価償却資産（取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産）については、連結会計年度ごと一括して3年間で均等償却しております。

在外連結子会社については、主として定額法を採用しております。

ただし、液晶用バックライト製品の製造に用いる一部の機械装置等については、定率法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社については、定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

在外連結子会社については、主として定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当社及び国内連結子会社については、債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

在外連結子会社については、債権の貸倒による損失に備えるため、個々の債権の回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社及び国内連結子会社については、従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

在外連結子会社については、発生基準に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

当社は、役員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

④ 執行役員退職給与引当金

当社及び一部の国内連結子会社については、執行役員の退職金の支給に備えるため、内規による当連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑤ 製品補償損失引当金

製品の補償費用として、今後発生が見込まれる費用について、合理的に見積もられる金額を計上しております。

⑥ 環境整備費引当金

在外連結子会社については、米国における環境対策費用として、今後発生が見込まれる費用について、合理的に見積もられる金額を計上しております。

⑦ 事業構造改革損失引当金

構造改革計画の決定に基づき、今後発生が見込まれる費用について、合理的に見積もられる金額を計上しております。

(4) 連結計算書類の作成の基礎となった連結子会社の計算書類の作成にあたって採用した重要な外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当社及び国内連結子会社については、外貨建金銭債権債務は、連結決算時の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

在外連結子会社については、資産及び負債は、連結決算時の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を行っております。また、金利スワップについては特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

為替予約

金利スワップ

(ヘッジ対象)

外貨建予定取引

借入金の金利

③ ヘッジ方針

為替予約取引は輸出入取引に係る為替相場変動によるリスクをヘッジする目的で、金利スワップは借入金の金利変動によるリスクをヘッジする目的で、当社財務部の指導の下に行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、原則として為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、ヘッジ対象となる外貨建予定取引と重要な条件を一致させており、ヘッジ開始時及びその後も継続して為替相場の変動等を相殺できることを確認しております。

また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしており、その判定をもって有効性の判定に代えております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間に関する事項

10年間で均等償却しております。

(7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

社債発行費 社債償還期間（5年間）にわたり均等償却しております。

② 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、一定の年数（5年）による定額法により、発生した翌連結会計年度から費用処理することとしております。

ハ 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

③ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

6. 会計方針の変更

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下、「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下、「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下、「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結計算書類の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ304百万円減少しております。

また、当連結会計年度の1株当たり当期純利益金額は0.81円減少しております。

（重要なヘッジ会計の方法の変更）

従来、当社は外貨建金銭債権債務に係る為替予約については、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を行ってまいりましたが、当社のヘッジ方針等の見直しを行った結果、外貨建金銭債権債務とデリバティブ取引の状況をより的確に連結計算書類に反映させるため、当連結会計年度より原則的処理方法に変更いたしました。

当該会計方針の変更は、過去の期間に与える影響額が軽微であるため、遡及適用していません。

また、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

7. 会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

(建物の減価償却方法の変更)

従来、当社は建物の減価償却方法については、主として定率法を採用していましたが、当連結会計年度より定額法に変更しております。

この変更は、東京本部ビルの取得、松井田工場及び柏崎工場の建設等を契機に、減価償却方法を見直した結果、建物は、収益や設備の稼働状況に左右されず、長期的・安定的に使用され、利用による便益が平均的に発現するものと考えられるため、定額法による減価償却方法を採用の方が会社の経済的実態をより適切に反映させることができると判断したためであります。

この変更により、従来と比べて、当連結会計年度の減価償却費が減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ353百万円増加しております。

8. 追加情報

(韓国、米国及びシンガポールの競争当局による調査について)

既に公表しております小径ボールベアリング製品等の取引に関し、競争法違反を行った疑いがあるとして、一部の連結子会社を中心として、韓国、米国及びシンガポールの競争当局の調査を受けておりました。

韓国については、平成26年11月に韓国公正取引委員会から、韓国国内の小型ベアリングの取引に関して、当社及び当社韓国子会社による韓国公正取引法（独占禁止法）違反の行為があったとして、両社への是正措置命令及び当社に対する課徴金4,912百万ウォン（527百万円）の支払いを命じられ、当連結会計年度に全額の支払いを行っております。

また、韓国公正取引委員会からの処分に関連して、平成27年9月11日付で韓国ソウル中央地方検察庁から韓国公正取引法（独占禁止法）違反の行為があったとして起訴されておりましたが、平成27年10月30日、ソウル中央地方裁判所において、当社及び当社韓国子会社に対して、それぞれ、罰金刑100百万ウォン（10百万円）と罰金刑70百万ウォン（7百万円）の判決が言い渡され、全額の支払いを行っております。

米国については、平成27年2月に、当社は米国司法省との間で、特定の小径ボールベアリング製品の取引に関して、米国反トラスト法に違反する行為を行ったとして、13.5百万米ドル（1,610百万円）の罰金を支払うこと等を内容とする司法取引に合意し、当連結会計年度に全額の支払いを行っております。

これらの調査に関連して、当社及び当社子会社に対して、カナダにおいて集団訴訟が提起されております。

上記訴訟の結果により、損害賠償金による損失が発生する可能性があります。現時点でその金額を合理的に見積もることは困難であり、経営成績及び財政状態等への影響の有無は明らかではありません。

当社及び当社子会社に対するシンガポール競争当局の調査につきましては、「重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

(1) 取引の概要

当社は、当社グループ従業員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与及び福利厚生増進等を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」(以下、「本プラン」といいます。))を導入しております。本プランは、「ミネベア従業員持株会」(以下、「持株会」といいます。))に加入する全ての当社グループ従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が銀行との間で、当社を委託者、銀行を受託者とする従業員持株会専用信託契約(以下、「本信託契約」といいます。))を平成24年5月10日付で締結し、持株会が買付けを行うための当社株式を確保することを主な目的として設定した「ミネベア従業員持株会専用信託口」(以下、「従持信託」といいます。))が、平成29年5月までに持株会が取得すると見込まれる相当数の当社株式を、銀行から取得資金の借入(当社は当該借入に対し保証を付しております。))を行った上で、本プラン導入時に当該金額分の当社株式を市場から取得いたしました。その後、従持信託は、当社株式を一定の計画(条件及び方法)に従い継続的に持株会に売却していき、従持信託の信託財産に属する当社株式の全てが売却された場合等に従持信託は終了することになります。当社株式の売却益等の収益が信託終了時点で蓄積し、借入金その他従持信託の負担する債務を全て弁済した後従持信託内に金銭が残存した場合、これを残余財産として、受益者適格要件を満たす従業員に分配いたします。

なお、従持信託の信託財産に属する当社株式に係る権利の保全及び行使(議決権行使を含みます。))については、信託管理人または受益者代理人が従持信託の受託者に対して指図を行い、従持信託の受託者は、かかる指図に従って、当該権利の保全及び行使を行っております。信託管理人または受益者代理人は、従持信託の受託者に対して議決権行使に関する指図を行うに際して、本信託契約に定める議決権行使のガイドラインに従います。

(2) 当該取引は「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)の適用初年度より前に締結された信託契約であるため、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

① 信託における帳簿価額

前連結会計年度1,377百万円、当連結会計年度1,212百万円

② 信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しております。

③ 期末株式数及び期中平均株式数

期末株式数 前連結会計年度4,267,000株、当連結会計年度3,754,000株

期中平均株式数 前連結会計年度4,419,652株、当連結会計年度4,043,423株

④ ③の株式数は1株当たり情報の算出上、控除する自己株式を含めております。

(ミツミ電機株式会社との経営統合契約及び株式交換契約の締結について)

当社は平成28年3月30日開催の取締役会決議に基づき、ミツミ電機株式会社（以下、「ミツミ」といい、当社とミツミを「両社」と総称します。）の間で、経営統合（以下、「本経営統合」といいます。）契約及び株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）契約を締結いたしました。

(1) 本経営統合の目的

両社は、本経営統合により、以下に掲げる統合シナジーの実現を通じて真のソリューションカンパニーを目指し、エレクトロメカニクスソリューションズ企業として、両社の企業価値のさらなる向上を実現してまいります。

- ① 成長及び事業ポートフォリオの進化
- ② 生産体制・拠点の最適化によるコスト競争力、キャッシュフロー創出力の向上
- ③ 開発力の向上及びソリューションの提供

(2) 本経営統合の方式

当社を株式交換完全親会社、ミツミを株式交換完全子会社とする株式交換

(3) 本株式交換の要旨

① 本株式交換の日程

本経営統合契約及び本株式交換契約の締結（両社）	平成28年3月30日
本株式交換契約承認臨時株主総会（ミツミ）	平成28年12月27日（予定）
本株式交換の効力発生日	平成29年3月17日（予定）

上記は現時点での予定であり、今後、本経営統合に係る手続き及び協議を進める中で、公正取引委員会等の国内外の関係当局への届出、許認可の取得、またはその他の理由により上記スケジュールに変更が生じた場合には、速やかに公表いたします。なお、本株式交換は、当社において簡易株式交換に該当し、当社の株主総会による承認を受けないで行われる予定です。

② 本株式交換に係る割当ての内容

	当社	ミツミ
本株式交換に係る株式交換比率	1	0.59
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式：47,913,630株（予定）	

(注) 1. 株式の割当比率

ミツミの普通株式1株に対して、当社の普通株式0.59株を割当交付します。

2. 本株式交換により交付する株式数

当社の普通株式47,913,630株（予定）

上記の普通株式数は、平成27年12月31日時点におけるミツミの普通株式の発行済株式総数（87,498,119株）及び自己株式数（6,288,575株）に基づいて算出しております。

交付する株式については当社が保有する自己株式の充当や新株式の発行等により対応する予定です。

③ 本株式交換に伴う新株予約権付社債に関する取扱い

ミツミが発行している2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権については、当該新株予約権の内容及び本株式交換比率を踏まえ、新株予約権者に対し、その保有する新株予約権に代わる当社の新株予約権を割当交付するとともに、当該新株予約権付社債に係る社債債務については当社が承継いたします。

(4) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

株式交換比率の算定にあたっては、当社は、第三者算定機関として野村證券株式会社を、また、法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選定し、一方、ミツミは、第三者算定機関として大和証券株式会社を、また、法務アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選定しました。

野村証券株式会社は、当社については市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）による分析を行い、ミツミについては市場株価平均法及びDCF法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）による分析を行い、これらを総合的に勘案して株式交換比率を算定しております。

大和証券株式会社は、当社及びミツミの双方について市場株価法、類似会社比較法及びDCF法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）による分析を行い、これらを総合的に勘案して株式交換比率を算定しております。

これらの算定結果及び法務アドバイザーの助言を参考に、当事者間で協議し株式交換比率を決定いたしました。

連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物 661百万円

② 担保に係る債務

長期借入金 850百万円（1年内返済予定の長期借入金134百万円を含む）

(2) 有価証券及び投資有価証券

金銭信託の残高は4,365百万円であります。これは、平成18年10月4日に設立した子会社のキャプティブ保険会社 MHC INSURANCE COMPANY, LTD. が資産運用のために購入した米国財務省証券の残高であります。この信託資金の使途は、当社グループのリコール保険事故の補償に限定されております。

(3) 訴訟

タイ所在の当社海外連結子会社NMB-Minebea Thai Ltd. は、①平成20年8月25日にタイ国税当局より502百万バーツの更正決定、②平成22年8月25日にタイ国税当局より125百万バーツの更正決定、③平成23年8月11日及び22日にタイ国税当局より合計101百万バーツの更正決定、④平成24年7月2日、8月8日及び8月17日にタイ国税当局より合計71百万バーツの更正決定、⑤平成25年4月5日にタイ国税当局より366百万バーツの更正決定並びに⑥平成25年8月26日にタイ国税当局より14百万バーツの更正決定を受けましたが、当社としては、これらの更正決定は正当な根拠を欠く不当なものであり容認できないことから、①の案件については平成21年8月25日に、②、③及び④の案件については平成27年11月16日に、タイ歳入局不服審判所への不服の申し立てを経て、タイ租税裁判所へ提訴し、⑤及び⑥の案件については、タイ歳入局不服審判所に不服の申し立てを行いました。

①の案件については、その後、平成22年10月13日にタイ租税裁判所における第一審判決は当社の主張をほぼ認め、当社は実質勝訴いたしました。タイ国税当局は当該判決を不服として同年12月9日にタイ最高裁判所に上訴いたしました。

なお、本件税額の納付は、①平成20年9月22日、②平成22年9月23日、③平成23年8月16日、④平成24年8月23日、⑤平成25年4月26日及び⑥平成25年9月16日に取引銀行の支払保証により代位されております。

連結損益計算書に関する注記

(1) 受取保険金

平成23年10月にタイで発生した大規模洪水の損害に伴う逸失利益保険金の受取額2,803百万円、平成26年2月に米国所在の当社海外連結子会社で発生した工場爆発事故に伴う保険金額確定による受取額534百万円であります。

(2) 国庫補助金

経済産業省からの円高・エネルギー制約対策のための先端設備等投資促進事業費補助金であります。

(3) 固定資産圧縮損

上記(2)の受入による圧縮損であります。

(4) 事業構造改革損失

米国所在の当社海外連結子会社における人員整理に伴う損失発生額264百万円、小型モーター事業の合理化に伴う損失発生額204百万円及びその他の損失発生額45百万円であります。

(5) 退職給付制度終了損

米国所在の当社海外連結子会社における退職給付制度の廃止に伴う終了損であります。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	399,167,695	—	—	399,167,695
合計	399,167,695	—	—	399,167,695
自己株式				
普通株式(注)	25,281,915	6,178	513,000	24,775,093
合計	25,281,915	6,178	513,000	24,775,093

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加6,178株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
 2. 普通株式の自己株式の株式数の減少513,000株は、従業員持株会専用信託口による自己株式の処分による減少であります。
 3. 普通株式の自己株式の株式数は、従業員持株会専用信託口が保有する当社株式(当連結会計年度期首4,267,000株、当連結会計年度末3,754,000株)を含めて記載しております。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

平成27年6月26日開催の第69回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 2,243百万円
- ・1株当たり配当額 6円
- ・基準日 平成27年3月31日
- ・効力発生日 平成27年6月29日

- (注) 配当金総額には、従業員持株会専用信託口に対する配当金25百万円を含めておりません。これは従業員持株会専用信託口が所有する連結計算書類提出会社株式を自己株式として認識しているためであります。

平成27年11月5日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 3,740百万円
- ・1株当たり配当額 10円
- ・基準日 平成27年9月30日
- ・効力発生日 平成27年12月4日

- (注) 配当金総額には、従業員持株会専用信託口に対する配当金41百万円を含めておりません。これは従業員持株会専用信託口が所有する連結計算書類提出会社株式を自己株式として認識しているためであります。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成28年6月29日開催の第70回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 3,743百万円
- ・1株当たり配当額 10円
- ・基準日 平成28年3月31日
- ・効力発生日 平成28年6月30日

- (注) 配当金総額には、従業員持株会専用信託口に対する配当金37百万円を含めておりません。これは従業員持株会専用信託口が所有する連結計算書類提出会社株式を自己株式として認識しているためであります。

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

① 提出会社（親会社）

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	25,000株	35,000株	21,000株
新株予約権の残高	6百万円	12百万円	24百万円

② 連結子会社（MOATECH CO., LTD.）

	第2回新株予約権	第3回新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	158,200株	232,400株
新株予約権の残高	44百万円	42百万円

金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建の買掛金の残高の範囲内にあるものを除き、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券は、その他有価証券としての債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、長期貸付金は主に取引先に対するものであります。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建のものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建の売掛金の残高の範囲内にあるものを除き、先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後5年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

転換社債型新株予約権付社債は、M&Aに要する投資資金の調達を目的として発行したものであり、償還日は平成29年2月20日であります。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引及び原材料の売買契約に係る価格変動リスクのヘッジを目的とした銅価格スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前記の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「5. 会計方針に関する事項 (5) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、営業部門業務部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。また、月次で取引先ごとの支払期日及び残高を管理するとともに、年に一度、信用度ランク及び信用限度額の見直しを行い、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減をはかっております。連結子会社においても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

その他有価証券としての債券は、資金運用方針に従い保有している米国財務省証券及び韓国子会社が保有している社債等であります。米国財務省証券の信用リスクは僅少であり、韓国の社債等の保有額は少額であります。デリバティブ取引については、取引先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建の営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。なお、輸出取引に係る予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建営業債権に対して先物為替予約を行っております。また、当社は、借入金及び社債に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的の時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

デリバティブ取引の執行、管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた市場性リスク管理規程に従い、担当部署が決裁権限者の承認を得て行っております。月次の取引実績は、財務・コンプライアンス推進部門担当役員に報告しております。

なお、連結子会社においても、当社の市場性リスク管理規程に準じて管理を行っております。

ハ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。連結子会社においても同様の管理を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
①現金及び預金	39,594	39,594	—
②受取手形及び売掛金	92,275	92,275	—
③有価証券及び投資有価証券	8,506	8,477	△29
④長期貸付金	240	234	△5
資産計	140,616	140,581	△35
⑤支払手形及び買掛金	35,807	35,807	—
⑥短期借入金	66,165	66,165	—
⑦1年内償還予定の社債	10,000	10,053	53
⑧1年内償還予定の転換社債型 新株予約権付社債	7,700	7,740	40
⑨1年内返済予定の長期借入金	13,479	13,553	74
⑩長期借入金	39,765	40,234	468
負債計	172,918	173,553	635
デリバティブ取引(*1)	304	304	—

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。

④長期貸付金

長期貸付金の時価は元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しております。なお、金額に重要性のないものについては当該帳簿価額によっております。

負 債

⑤支払手形及び買掛金、⑥短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑦1年内償還予定の社債、⑧1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債

これらの時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を、同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑨1年内返済予定の長期借入金、⑩長期借入金

これらの時価は、変動金利によるものは、その利息が短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額とし、固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	1,301
子会社株式	406
関連会社株式	6
子会社出資金	84

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「③有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	39,594	—	—	—
受取手形及び売掛金	92,275	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期が あるもの	1,545	2,852	—	—
長期貸付金	—	177	62	—
合 計	133,415	3,030	62	—

4. 金銭債務の連結決算日後の償還・返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
支払手形及び買掛金	35,807	—	—	—
短期借入金	66,165	—	—	—
社債	10,000	—	—	—
転換社債型新株予約権付社債	7,700	—	—	—
長期借入金	13,479	39,765	—	—
合 計	133,152	39,765	—	—

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 616円43銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 97円26銭 |

重要な後発事象に関する注記

(シンガポールの競争当局による調査について)

当社及び当社子会社はシンガポールの競争当局の調査を受けて協力してまいりましたが、平成28年5月4日付にて調査を終了する旨の通知をシンガポール競争当局より受けました。これによる損益に与える影響はありません。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

・時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの 移動平均法による原価法

デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

・仕入製品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・製 品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・仕掛品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ベアリング、ねじ、モーター

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

計測機器、特殊モーター、特殊機器

・原 材 料 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・貯 蔵 品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

主として定率法

（リース資産を除く） ただし、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物及び構築物 2年～50年

機械及び装置 2年～15年

工具、器具及び備品 2年～20年

また、少額の減価償却資産（取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産）については、事業年度ごとに一括して3年間で均等償却しております。

無形固定資産

定額法

（リース資産を除く） なお、のれんについては、10年間で均等償却しております。

また、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- 長期前払費用 定額法
- (3) 外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (4) 引当金の計上基準
- 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- 賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。
- 役員賞与引当金
役員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。
- 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる退職給付引当金または前払年金費用を計上しております。
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
- 数理計算上の差異については、一定の年数（5年）による定額法により、発生した翌事業年度から費用処理することとしております。
- 執行役員退職給与引当金
執行役員の退職金の支給に備えるため、内規による当事業年度末要支給額を計上しております。
- 製品補償損失引当金
製品の補償費用として、今後発生が見込まれる費用について、合理的に見積もられる金額を計上しております。
- (5) ヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を行っております。また、金利スワップについては特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を行っております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
(ヘッジ手段)
為替予約
金利スワップ
(ヘッジ対象)
外貨建予定取引
借入金の金利
- ③ ヘッジ方針
為替予約取引は輸出入取引に係る為替相場変動によるリスクをヘッジする目的で、金利スワップは借入金の金利変動によるリスクをヘッジする目的で、当社財務部の指導の下に行っております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法
為替予約取引については、原則として為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、ヘッジ対象となる外貨建予定取引と重要な条件を一致させており、ヘッジ開始時及びその後も継続して為替相場の変動等を相殺できることを確認しております。

また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしており、その判定をもって有効性の判定に代えております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債償還期間（5年間）にわたり均等償却しております。

② 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

③ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(7) 会計方針の変更

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下、「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下、「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる計算書類に与える影響はありません。

（重要なヘッジ会計の方法の変更）

従来、当社は外貨建金銭債権債務に係る為替予約については、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を行っていましたが、当社のヘッジ方針等の見直しを行った結果、外貨建金銭債権債務とデリバティブ取引の状況をよりの確に計算書類に反映させるため、当事業年度より原則的処理方法に変更いたしました。

当該会計方針の変更は、過去の期間に与える影響額が軽微であるため、遡及適用しておりません。

また、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(8) 会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

（建物の減価償却方法の変更）

従来、当社は建物の減価償却方法については、主として定率法を採用していましたが、当事業年度より定額法に変更しております。

この変更は、東京本部ビルの取得及び松井田工場の建設等を契機に、減価償却方法を見直した結果、建物は、収益や設備の稼働状況に左右されず、長期的・安定的に使用され、利用による便益が平均的に発現するものと考えられるため、定額法による減価償却方法を採用する方が会社の経済的実態をより適切に反映させることができると判断したためであります。

この変更により、従来と比べて、当事業年度の減価償却費が減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ353百万円増加しております。

(9) 追加情報

(韓国、米国及びシンガポールの競争当局による調査について)

既に公表しております小径ボールベアリング製品等の取引に関し、競争法違反を行った疑いがあるとして、一部の連結子会社を中心として、韓国、米国及びシンガポールの競争当局の調査を受けておりました。

韓国については、平成26年11月に韓国公正取引委員会から、韓国国内の小型ベアリングの取引に関して、当社及び当社韓国子会社による韓国公正取引法（独占禁止法）違反の行為があったとして、両社への是正措置命令及び当社に対する課徴金4,912百万ウォン（527百万円）の支払いを命じられ、当事業年度に全額の支払いを行っております。

また、韓国公正取引委員会からの処分に関連して、平成27年9月11日付で韓国ソウル中央地方検察庁から韓国公正取引法（独占禁止法）違反の行為があったとして起訴されておりましたが、平成27年10月30日、ソウル中央地方裁判所において、当社及び当社韓国子会社に対して、それぞれ、罰金刑100百万ウォン（10百万円）と罰金刑70百万ウォン（7百万円）の判決が言い渡され、全額の支払いを行っております。

米国については、平成27年2月に、当社は米国司法省との間で、特定の小径ボールベアリング製品の取引に関して、米国反トラスト法に違反する行為を行ったとして、13.5百万米ドル（1,610百万円）の罰金を支払うこと等を内容とする司法取引に合意し、当事業年度に全額の支払いを行っております。

これらの調査に関連して、当社及び当社子会社に対して、カナダにおいて集団訴訟が提起されております。

上記訴訟の結果により、損害賠償金による損失が発生する可能性があります。現時点でその金額を合理的に見積もることは困難であり、経営成績及び財政状態等への影響の有無は明らかではありません。

当社及び当社子会社に対するシンガポール競争当局の調査につきましては、「重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

① 取引の概要

当社は、当社グループ従業員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与及び福利厚生増進等を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」（以下、「本プラン」といいます。）を導入しております。本プランは、「ミネベア従業員持株会」（以下、「持株会」といいます。）に加入する全ての当社グループ従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が銀行との間で、当社を委託者、銀行を受託者とする従業員持株会専用信託契約（以下、「本信託契約」といいます。）を平成24年5月10日付で締結し、持株会が買付けを行うための当社株式を確保することを主な目的として設定した「ミネベア従業員持株会専用信託口」（以下、「従持信託」といいます。）が、平成29年5月までに持株会が取得すると見込まれる相当数の当社株式を、銀行から取得資金の借入（当社は当該借入に対し保証を付しております。）を行った上で、本プラン導入時に当該金額分の当社株式を市場から取得いたしました。その後、従持信託は、当社株式を一定の計画（条件及び方法）に従い継続的に持株会に売却していき、従持信託の信託財産に属する当社株式の全てが売却された場合等に従持信託は終了することになります。当社株式の売却益等の収益が信託終了時点で蓄積し、借入金その他従持信託の負担する債務を全て弁済した後従持信託内に金銭が残存した場合、これを残余財産として、受益者適格要件を満たす従業員に分配いたします。

なお、従持信託の信託財産に属する当社株式に係る権利の保全及び行使（議決権行使を含みます。）については、信託管理人または受益者代理人が従持信託の受託者に対して指図を行い、従持信託の受託者は、かかる指図に従って、当該権利の保全及び行使を行っております。信託管理人または受益者代理人は、従持信託の受託者に対して議決権行使に関する指図を行うに際して、本信託契約に定める議決権行使のガイドラインに従います。

② 当該取引は「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）の適用初年度より前に締結された信託契約であるため、従来採用していた方法により会計

処理を行っております。

③ 信託が保有する自社の株式に関する事項

イ 信託における帳簿価額

前事業年度1,377百万円、当事業年度1,212百万円

ロ 信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しております。

ハ 期末株式数及び期中平均株式数

期末株式数 前事業年度4,267,000株、当事業年度3,754,000株

期中平均株式数 前事業年度4,419,652株、当事業年度4,043,423株

ニ ハの株式数は1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

(ミツミ電機株式会社との経営統合契約及び株式交換契約の締結について)

連結計算書類「連結注記表 8. 追加情報」に記載しているため、注記を省略しております。

貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 58,937百万円
- (2) 偶発債務
保証債務
次の各会社の銀行借入等に対して債務保証をしております。

保 証 先	金 額 (百 万 円)
NMB-Minebea Thai Ltd.	21,061
Sartorius Mechatronics T&H GmbH	3,533
MINEBEA ELECTRONICS MOTOR (ZHUHAI) CO., LTD.	338
Precision Motors Deutsche Minebea GmbH	293
その他 6 社	533
計	25,761

- (3) 関係会社に対する金銭債権債務
- 短期金銭債権(関係会社短期貸付金を除く) 44,775百万円
- 短期金銭債務 40,443

損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との取引高
- 売上高 377,176百万円
- 仕入高 328,770
- その他営業取引の取引高 4,599
- 営業取引以外の取引高 4,618
- (2) 関係会社株式評価損
スイス所在の連結子会社であるPARADOX ENGINEERING SAの株式に係る評価損であります。
- (3) 関係会社出資金評価損
中国所在の連結子会社であるSHANGHAI SHUN DING TECHNOLOGIES LTD. に対する出資金に係る評価損であります。

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式(注)	25,281,915	6,178	513,000	24,775,093

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加6,178株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
 2. 普通株式の自己株式の株式数の減少513,000株は、従業員持株会専用信託口による自己株式の処分による減少であります。
 3. 普通株式の自己株式の株式数は、従業員持株会専用信託口が保有する当社株式(当事業年度期首4,267,000株、当事業年度末3,754,000株)を含めて記載しております。

税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

減価償却費損金算入限度超過額	429百万円
減損損失	113
投資有価証券評価損	517
関係会社株式評価損	5,257
賞与引当金損金算入限度超過額	1,183
未払事業税	159
退職給付引当金	210
役員退職慰労金	31
税務上の無形固定資産	159
その他	640
小計	8,703
評価性引当額	△5,578
繰延税金資産合計	3,124

(繰延税金負債)

圧縮記帳積立金	990
その他有価証券評価差額金	40
繰延ヘッジ損益	0
繰延税金負債合計	1,031
繰延税金資産の純額	2,092

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	33.1%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.1
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△9.2
住民税均等割	0.3
評価性引当額	0.9
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.1
相互協議による保証調整金	△5.0
税額控除	△4.8
その他	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.9

- (3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.1%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.9%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は159百万円減少し、法人税等調整額が156百万円、その他有価証券評価差額金が2百万円それぞれ増加しております。

リースにより使用する固定資産に関する注記

ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

- (1) リース資産の内容

有形固定資産 主として、コンピュータ端末機(工具、器具及び備品)であります。

- (2) リース資産の減価償却の方法

前記の「重要な会計方針に係る事項 (2)固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
		役員の兼任等	事業上の関係				
NMB-Minebea-GmbH	100.0	兼任 1人	当社の製品及び仕入製品を主にドイツで販売している。	当社の製品及び仕入製品の販売	27,398	売掛金	4,247
Precision Motors Deutsche Minebea GmbH	100.0	兼任 1人	モーター等の設計、開発をしている。	開発費負担金の支払	1,493	未払金	244
NMB-Minebea Thai Ltd.	100.0	兼任 3人	機械加工品及び電子機器等を製造し、当社が仕入販売をしている。資金の貸付あり。	機械加工品及び電子機器等の仕入	230,479	買掛金	24,701
				当社の製品及び仕入製品の販売	19,208	売掛金	3,323
				資金の貸付	46,700	短期貸付金	12,300
				資金の回収	47,900	—	—
				受取利息	177	—	—
			—	—	債務保証	21,061	
MINEBEA ELECTRONICS & HI-TECH COMPONENTS (SHANGHAI) LTD.	100.0	兼任 2人	機械加工品及び電子機器等を製造し、当社が仕入販売をしている。	機械加工品及び電子機器等の仕入	35,159	買掛金	4,992
MINEBEA (HONG KONG) LIMITED	100.0	兼任 1人	当社の製品及び仕入製品を主に中華圏で販売している。	当社の製品及び仕入製品の販売	227,398	売掛金	20,346
MINEBEA (CAMBODIA) Co., Ltd.	100.0	兼任 2人	資金の貸付あり。	資金の貸付	44,116	短期貸付金	8,019
				資金の回収	44,678	—	—
				受取利息	185	—	—
NMB KOREA CO., LTD.	100.0	兼任 2人	当社の製品及び仕入製品を主に韓国で販売している。	当社の製品及び仕入製品の販売	60,758	売掛金	8,398

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 取引金額等については、市場価格等を勘案し、交渉の上決定しております。
2. 貸付金の貸付利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
3. 債務保証は、各会社の銀行借入等に対して行っております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の名称	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合 (%)	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
			役 員 の 兼 任 等	事 業 上 の 関 係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社啓愛社	(被所有) 直接 2.67	兼任 1 人	当社が機械設備、部品及び油脂類を購入している。	機械設備、部品及び油脂類等の購入	2,803	買掛金 ※2	268
					工具、器具及び備品等のリース取引及び賃借料等	637	リース資産	41
							リース債務 ※2	44
							未払金、流動負債その他 ※2	24
					土地の賃貸料等	35	未収入金 ※2	2
その他営業外収入	12							

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 取引金額等については、市場価格を勘案し、交渉の上決定しております。

※2. 取引金額は、消費税抜きによっておりますが、期末残高には消費税等が含まれております。

1 株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 514円15銭
(2) 1株当たり当期純利益 31円41銭

退職給付会計に関する注記

(1) 企業の採用する退職給付制度

従業員の退職金の支給に備えるため、積立型、非積立型の確定給付年金制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（積立型制度であります。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金または年金を支給いたします。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	20,375百万円
勤務費用	1,052
利息費用	189
数理計算上の差異の当期発生額	1,866
退職給付の支払額	△598
退職給付債務の期末残高	22,885

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,857百万円
期待運用収益	397
数理計算上の差異の当期発生額	△702
事業主からの拠出額	878
退職給付の支払額	△596
年金資産の期末残高	19,834

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	22,876百万円
年金資産	△19,834
	3,042
非積立型制度の退職給付債務	8
未積立退職給付債務	3,051
未認識数理計算上の差異	△1,692
未認識過去勤務費用	△661
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	696
退職給付引当金	696
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	696

④ 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	1,052百万円
利息費用	189
期待運用収益	△397
数理計算上の差異の費用処理額	△99
過去勤務費用の費用処理額	330
確定給付制度に係る退職給付費用	1,076

⑤ 年金資産に関する事項

イ 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	52%
株式	25
保険資産（一般勘定）	14
その他	9
合 計	100

ロ 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産型の現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑥ 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率	0.3%
長期期待運用収益率	2.0%
退職給付見込額の期間配分法	給付算定式基準

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、174百万円であります。

重要な後発事象に関する注記

(シンガポールの競争当局による調査について)

当社及び当社子会社はシンガポールの競争当局の調査を受けて協力してまいりましたが、平成28年5月4日付にて調査を終了する旨の通知をシンガポール競争当局より受けました。これによる損益に与える影響はありません。